

令和 8 年
第 1 回 定 例 会

所 信 表 明

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

(はじめに)

それでは、令和8年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、市民の皆さま並びに議員各位の深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、令和4年度を始期とする「第7次尾鷲市総合計画」のもと、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けて、市民の皆さま並びに議員の皆さまとともに、まちづくりを推進しているところであります。

今回、最初の5年間となる前期計画が新年度をもって終了するにあたり、令和9年度から新たにスタートする「第7次尾鷲市総合計画後期基本計画」の策定に向けて、現在、審議委員をはじめとする市民の皆さまと一体となって、計画づくりを鋭意進めております。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画を更にブラッシュアップし、「次期総合戦略」や「尾鷲市国土強靱化地域計画」と一体的に策定し、本市の全ての計画に対し、縦串と横串を通すことはもとより、計画の実現性と実効性の確保を最優先し、具体的で「わかりやすい計画」を作り上げたいと考えております。

また、10項目の大型事業をはじめとする重点施策を、加速的に推進させ、様々な課題に対し積極果敢に取り組むことを目指し、事務執行体制を整えるため新年度からの組織機構の見直しを実施いたします。

全国的に深刻化している、人口減少や物価高騰などの影響により、本市を取り巻く社会・経済環境は大変厳しい状況にありますが、そういった現況を乗り越えるべく、全庁一丸となり、更には市民の皆さまと共に「チームおわせ」となって、邁進していく所存でありますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、個々の案件につきまして、その取り組み内容を説明いたします。

(おわせ S E A モデル構想の推進)

先ず、おわせ S E A モデル構想の推進についてであります。

尾鷲三田火力発電所用地の効果的な活用を目的として、平成 30 年 8 月の「おわせ S E A モデル協議会」の設立以来、関係者による様々な取り組みが進められるなか、私自身が掲げ、推し進めている 10 項目の大型事業の一つでもある「公式野球場の建設」が、いよいよ完成目前に迫ってまいりました。

この国市浜公園野球場は、野球での利用のみならず、スポーツ振興ゾーンを起点とする「新しい人の流れの創出」に向け、スポーツを通じた集客交流人口の拡大や地域活性化につなげる拠点として、本市発展の礎となることと確信しております。

又、新年度からは、順次、公園整備計画を具体的に推進し、遊歩道をはじめ、子供からお年寄りまで、市民の皆さまが健やかに過ごせられるよう整備してまいりたいと考えております。

次に、同用地への企業誘致について報告いたします。

先ず、精力的に取り組みを続けている大型製材工場誘致の進捗状況について報告いたします。

現在、事業者側では事業計画の策定に向けた協議が続けられており、当事業における売り上げ、費用、利益など、将来の見込みや現在の状況を把握し、検討を行っているとの報告を受けております。

また、県内各地域の林業を支える^{げんぼくいちば}原木市場や森林組合をはじめとする素材生産者、県市町の行政関係者等の協力を得ながら、大型製材工場への原木供給に向けた協議も並行して進められている状況であり、具体的には、製材事業者が進める技術開発の進捗などが原木供給側の関係者にも示され、活発な意見交換が行われていると聞き及んでおります。

次に、バナメイエビの陸上養殖事業の進捗状況についてであります。

現在、本市への事業進出を目指す A D ジャパン株式会社においては、出資協議先である国内大手企業が、先行稼働している韓国のバ

ナマイエビ養殖場を視察するなど、資金調達に向けた協議が進められていると報告を頂いております。

また、事業候補用地の土地所有者である中部電力株式会社との用地協議が重ねられ、新年度の工場建設に向けた必要な取り組みが続けられている状況であります。

企業誘致は、雇用の創出や、地域経済・産業の活性化、ひいては人口減少対策につながる重要な取り組みであります。

私自身も、引き続き事業者と寄り添い、万全のサポート体制を整え、お互いに顔の見える関係の構築・維持に努めてまいります。

そして、地元選出の国会議員や県知事へ進捗状況等を詳しく報告しながら、事業の実現に向けての協力を更に要請してまいります。

今後も、尾鷲市、尾鷲商工会議所、企業が連携しながら、地域の活性化に取り組み、未来を見据えた持続可能な本市の発展につながるよう努力してまいります。

(商工振興)

次に、商工振興についてであります。

市内経済につきましても、急速な人口減少や過疎化の影響を大きく受けており、事業承継や人材不足の問題に加え、原材料費の高騰や経費の増加など、企業業績への影響が顕著に表れ、大変厳しい状況となっております。

こうした状況のなか、国の重点支援地方交付金を活用し、地域振興券及びプレミアム付商品券を発行することで、物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの生活を応援するとともに、市内の消費拡大を促し、地域経済の活性化を図ってまいります。

(みえ尾鷲海洋深層水事業)

次に、みえ尾鷲海洋深層水事業についてであります。

先ず、海洋深層水の知名度の向上のために、アクアステーションでの夏休みなどの長期休暇期間中の居場所づくりや、イベントを通

じて賑わいを創出するとともに、物産展への積極的な出展や情報発信の強化などの取り組みを進めております。

また、海洋深層水の安定的な供給という、BCPすなわち事業継続計画の観点に基づき、海洋深層水産業利用全国自治体協議会と歩調を合わせ、災害等で地元の取水施設が利用できなくなった場合、他自治体の深層水を利用できる体制づくりの協議を進めております。

今後も、安定供給ができる体制を整えるとともに、海洋深層水を取水している全国の市町や、ご利用いただいている皆さまとの情報交換を行い、海洋深層水ならではの特徴を活かしながら、新たな顧客の獲得と知名度の向上、並びに利用促進を図り、本地域の産業の活性化につなげてまいります。

（観光振興）

次に、観光振興についてであります。

観光需要の回復とともに、観光の質的向上や持続可能な観光地域づくりが重視されているなか、本市への集客交流人口の拡大に向け、県や東紀州地域振興公社、尾鷲観光物産協会など関係機関との連携をより一層強化してまいります。

併せて、インバウンド需要の拡大や、観光分野におけるデジタル化の動向を踏まえ、市内に点在する自然、歴史、文化、食といった地域資源を効果的に活用しながら、観光施設や「まちなか」への誘客、更には、滞留を促進する取り組みを進めてまいります。

また、「みえ尾鷲海洋深層水」を活用した市内唯一の温浴施設である「夢古道おわせ」は、本市の観光の拠点であるとともに、市民のふれあいや、にぎわいを創出する場でもあります。

引き続き、指定管理者と連携を密にしながら、利用客の満足度向上を図ることで集客力を高め、観光振興と地域の憩いの場としての両面から、その魅力を高めてまいります。

そして、尾鷲港まつりをはじめとする、本市の4大イベントに關しましては、これまでの事業の検証を進めるとともに、新たな工夫

を加え、大会の更なる魅力アップと参加者・来場者の満足度向上に努め、集客交流人口の増加につなげてまいります。

併せて、4大イベントにとどまらず、他のイベントについても積極的に推し進め、年間を通じた誘客の強化と交流人口の拡大を図ってまいります。

(ふるさと納税事業)

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本市のふるさと納税事業については、私が市長に就任して以来、地方創生と地域活性化に向けた重要な施策の一つとして位置づけ、更なる展開を図ってまいりました。

その結果、全国各地の多くの皆さまから温かいご支援を賜り、これまでにお寄せいただいた寄附金の総額は約33億円に達し、なかでも令和7年度の寄附額は7億円を超える勢いとなっております。

また、寄附数においても延べ23万6千件を超えるなど、本市を応援していただく大きな輪が広がっております。

これも偏に、市内約130の返礼品出品事業者の皆さま、並びに関係機関の皆さまの多大なるご協力の賜物であり、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

ふるさと納税は、本市のような小規模な自治体であっても、知恵と工夫を凝らすことで、全国にその魅力を発信し、多くの応援を集めることができる、夢と可能性に満ちた制度であります。

1兆円を超えるとも言われる市場規模のなかで、自治体間の競争は一層激しさを増しておりますが、本市としましては、引き続き尾鷲ならではの魅力ある返礼品づくりを事業者の皆さまと共に進め、全国への情報発信を強化することで、寄附金の安定的な確保と商工振興につなげてまいります。

併せて、ご寄付を頂いた皆さまに、本市への親しみや愛着を深めていただくため、「尾鷲港まつりへの招待」や「首都圏で開催する尾

鷺の昼ご飯体験」などの感謝企画を引き続き開催し、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

（水道料金の減免）

次に、水道料金の減免についてであります。

全国的な物価高騰によるご家庭への負担を軽減するため、国の重点支援地方交付金を活用して、昨年6月から8月の水道基本料金を減免し、市民及び事業者の皆さまから大変ご評価いただきました。

このことから、新年度につきましても、同交付金を活用し、水道の使用量が多くなる6月から8月までの3カ月間の水道基本料金を減免し、度重なる物価高騰の影響を受ける市民及び事業者の皆さまを支援してまいりたいと考えております。

（ゼロカーボンシティの取り組み）

次に、ゼロカーボンシティの取り組みについてであります。

今年で2回目となる、「尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議」を、本年1月21日に、横浜みなとみらいで開催いたしました。

当日は、大手企業、内閣府、日本自然保護協会など、100名を超える国内の主要な企業・団体が一堂に会するなか、ゼロカーボンシティ実現のための協議が行われ、私も直接会場に出向き、私の強い思いを企業に直接お伝えし、本市の生物多様性の保全と、一次産業の持続的な生産活動の取り組みに参画、協賛いただけるようトップセールスを行ってまいりました。

また、本市を舞台とした企業経営についての提案が8つの企業、団体から発表されたほか、参加者全員で「本市の第一次産業や自然資源の価値と教育について」と題したディスカッションを、延べ5時間を超える長丁場で行っていただきました。

本市が進める生物多様性の回復は、第一次産業を再興させることにあり、それには、自然は地方の山間部、沿岸部に存在しており、

その恩恵を最も広く享受しているのは都市部であるという認識に基づき、議論を進めてまいりました。

結果、都市と地方が分断されるのではなく、ともに責任を分かち合い、未来をつくっていく関係性が求められるとの認識で一致しました。

本市では、そのことを企業とともに、具現化させていこうとするもので、新年度でも、企業版ふるさと納税によるご寄付や、市有林で創出した J-クレジットの販売収益等を原資として、ゼロカーボンシティ事業を継続してまいります。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

住宅仕様の変容に伴う流通事情などから、長期に及ぶ木材価格の低迷など、依然として林業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

こうしたなか、本市の市有林事業では、直接的な収支改善を図るために、「保育間伐」という劣勢木れっせいぼくの間引きを目的とした手法から、間伐材を木材市場に搬出し、販売する「利用間伐」もくざいいちばに切り替え、森林を豊かにしていくと同時に、最終的な主伐時の収益を最大化するという方針としております。

また、市有林でCO₂など温室効果ガスを森林で吸収する J-クレジットの認証は、本年度は2,404 トンを取得しており、販売収益、約1,900 万円を見込んでおります。

今後、年間で最大5,700 トン、4,500 万円ほどの収益を得られるよう取り組み、厳しい状況が続く林業経営に補填することや、次の森林整備の財源として有効活用してまいります。

一方で、ほとんどのスギ・ヒノキが主伐期を迎える本市の林業において、従来の建築用材として主伐した後、再造林するというサイクルは、今後の本市の林業はもとより、森林保全、更には、大型製

(水産業・関連産業の振興)

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

平成29年から7年9ヶ月継続した黒潮大蛇行は、漁船漁業における沿岸資源の減少、魚類養殖における魚病リスクの増加など、本市水産業に大きな影響を及ぼしました。

また、度重なる物価高騰が漁業経営を圧迫し、漁業を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。

こうした状況への対応策として、国が所得向上や物価高騰対策などの支援を講じるなか、これらと連動し、各市町が以前より実施してきた「漁業近代化資金の利子補給」や、「赤潮に対する共済掛け金の全額負担」の取り組みは、こうした状況の今こそ、漁業者を支える重要で効果的な施策であると考えております。

本市におきましても、漁協や県との連携をより一層密にし、これらの事業の継続、手続き支援はもとより、利子補給へのさらなる支援など、自治体としての役割をしっかりと果たしながら、厳しい状況を乗り越えていかねばならないと考えております。

また、本市独自の漁業施策として、「藻場^{もば}再生」や「アオリイカ産卵床づくり」、後継者対策としての「漁業体験」、「食育推進」などの取り組みにつきましては、本市ネイチャーポジティブコンソーシアムに加盟する企業とも連携し、具体的な事業を構築してまいります。

次に、「市の魚」であるブリを「春ぶり」として国内に広く周知し、ブランド化を図り、魚価向上を目指す取り組みにつきましては、今季で3回目を迎える「春ぶり宣言」がメディアにも大きく取り上げられるなど、着実に成果を上げております。

更に、今季も春ぶり宣言を機に、関東をはじめとする消費地へ向けた流通の仕組みづくりについても強化してまいります。

(こども・子育て支援の充実)

次に、こども・子育て支援の充実についてであります。

本市では、「子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」に基づき、「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」を目指す姿として、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目のない支援に取り組んでおります。

昨年10月には「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の相談窓口を一体化するとともに、「子育て家庭」と「こども」を包括的に支援する体制を整えました。

母子保健の分野では、特定不妊治療費助成事業を継続し、妊娠を望むご夫婦の経済的負担の軽減に努めております。

また、国において新年度から定期接種化が予定されているRSウイルス母子免疫ワクチンについては、円滑な接種体制を整え、妊婦への接種を通じて、新生児・乳児期における感染予防を図ってまいります。

一方、児童福祉の分野では、新年度から「こども誰でも通園制度」を実施し、就労要件に関わらず、こどもの健やかな成長を支援するとともに、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、これまで第2子以降を対象とした、粉ミルクなどの育児用品の購入や、育児支援サービスに利用できる利用券の支給については、その対象を第1子までに拡大した「子育て世帯応援事業」として実施し、乳幼児を養育する子育て世帯を、より手厚く支援してまいります。

これらの取り組みにより、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を整えるとともに、地域全体で子育てを支え合うまちづくりを進め、引き続き、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

（高齢者福祉の推進）

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

本市の高齢化率は昨年末で46.6%に達し、全国平均を大きく上回る水準となっております。

加えて、65歳以上の老年人口が、15歳以上65歳未満の生産年齢人口を上回る、極めて深刻な事態となっております。

このように、高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者の増加や担い手不足、医療・介護ニーズの高度化など、地域課題は一層深刻化しております。

本市では、こうした状況を踏まえ、「公助」に加え「自助」「互助」を含めた支え合いの地域づくりを進め、周辺市街地を対象とした買い物支援バスの運行や、住民同士で支え合うしくみによる生活支援、認知症カフェの運営、地域ぐるみの見守り体制の構築など、包括的な取り組みを行ってまいりました。

今後も、高齢者の皆さまが主体的に健康づくりに取り組み、地域のなかで役割を持ちながら安心していきいきと暮らし続けられるよう、介護予防教室や地域サロンなど「通いの場」の充実を図るとともに、支え合いのしくみづくりをより一層推進し、高齢者の見守りや生活支援、居場所づくりに継続して取り組んでまいります。

また新年度は、本市高齢者施策の指針である「尾鷲市高齢者保健福祉計画」が3カ年計画の最終年度となることから、次期計画の策定を進めてまいります。

策定にあたりましては、紀北広域連合が新たに策定する「介護保険事業計画」との整合性を図るとともに、高齢者や支援者の皆さまの声を的確に反映し、新たな課題や多様化するニーズに柔軟に対応できる体制づくりを目指してまいります。

今後も、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく連携する地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ってまいります。

(障がい福祉の推進)

次に障がい福祉の推進についてであります。

本市の障がい福祉施策の指針となる「紀北地域障がい者福祉計画」及び「尾鷲市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の基本理念である「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」の実現に向け、障がいを持つ方が地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、関係機関等と連携しながら取り組んでいるところであります。

これら計画の期間が令和8年度末をもって終了することから、国等の動向を踏まえつつ、紀北地域協議会をはじめとした各関係機関と協議・連携を行いながら、障がい福祉施策がより一層充実するよう、計画策定に取り組んでまいります。

また、発達が気になる児童への支援につきましては、紀北町とともに整備を行い、昨年4月より開所した児童発達支援事業所「ぱれっと」において、専門的な療育が実施されるようになり、児童が抱える様々な課題の克服が進んでいるところであり、困難さを抱える児童が諦めることなく希望する将来を選択することができるよう、引き続き支援してまいります。

（尾鷲総合病院）

次に尾鷲総合病院についてであります。

尾鷲総合病院は、救急医療や周産期医療、新興感染症への対応など、地域の医療の中心的な役割を担い、市民の皆さまの命と健康を支えております。

また、高齢化が進む本地域にとって、療養や急性期での治療を受けた患者さんが、安心して、自宅や施設に戻れるよう支援を行うとともに、地域の医療機関・介護施設等と相互に連携・調整を行う地域包括ケアシステムの重要な役割も担っております。

しかし、全国的に公立病院の経営状況は深刻な問題を抱えており、特に当院のように地域医療を支える中小規模の急性期病院は大変厳しい状況下にあります。

その要因としては、近年の社会情勢、特に人口減少による患者数の減少に加え、看護師不足の慢性化による病床縮小の影響が極めて大きく、加えて地域の実情を考慮した、不採算部門の維持等、病院経営は極めて厳しい状況であります。

そのようななか、当院では、昨年度から病院長を中心に経営改革に取り組み、D P C機能評価システムの活用や、類似病院との比較に基づき診療報酬加算の強化を図るとともに、地域包括ケア病棟の活用により入院患者数を増加させるなど、診療報酬の増加に努めております。

一方、国においても病院経営の悪化を踏まえ、診療報酬をプラスに改定することとなっておりますが、病院の自助努力や国の支援だけでは危機的状況を克服することは難しく、一般会計からも適宜、適正な負担を行ってまいります。

今後、患者動態も高齢化が進み、急性期から回復期まで幅広い医療が求められるなか、病院経営は益々厳しい状況が続くと考えられます。

そういったなか、地域における救急医療を堅持したうえで、経営状況も見極めながら、今後の医療機能の在り方について早急に検証し、持続可能な地域医療を提供してまいります。

(防災対策の推進)

次に、防災対策についてであります。

本市において危惧される南海トラフ地震に伴う巨大津波への備えについてですが、十数分で広範囲に及び浸水すると予測されていることから、津波浸水域外までの避難が困難な地域である、中井町では「旧中京銀行尾鷲支店」跡に、矢浜地区では、「旧矢浜保育園」跡に津波避難タワーを令和8年度中に設置いたします。

このことにより、避難に時間を要する方や、やむを得ず逃げ遅れた方にとっても、速やかな垂直避難が可能となるため、大変減災効果の高い事業であると確信しております。

また、近年、集中豪雨や台風による被害が激甚化するなか、防災・減災対策につきましては、市民の皆さま一人ひとりが、自然災害の危険性を改めて認識し、日頃から災害に対する備えを整えていただくことが、本市全体の防災力・減災力の向上につながるものと考えております。

今後も、ソフト面・ハード面の両方の取り組みによる防災文化の醸成を一層推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

（広域ごみ処理施設整備の推進）

次に、広域ごみ処理施設整備の推進についてであります。

東紀州5市町で取り組む、広域ごみ処理施設整備につきましては、東紀州環境施設組合が主体となって、令和6年度から令和9年度に亘る約4年間で設計・施工を行います。

現在、令和10年3月の完成を目指し、建設現場において基礎工事等を進めているところであり、その後、施設建屋の建築工事を開始し、令和9年秋ごろから試運転を行う予定となっております。

当施設が完成の際は、老朽化した現施設の運転が危ぶまれることへの不安解消や、修繕費をはじめとする運営費の削減などに大きく寄与するものと期待しております。

引き続き、東紀州環境施設組合の構成5市町が連携を密にし、令和10年4月の稼働に向け、全力で取り組んでまいります。

（教育施策の推進）

次に、教育施策の推進についてであります。

現在、市内全小学校で展開している「尾鷲育」を新年度も継承し、本市の自然や歴史、地域資源を最大限に活用した教育活動を推進いたします。

子供たちが、この地域の宝を深く知り、体験することは、郷土への愛着と誇りを醸成する大きな原動力となります。

こうした「地域に学ぶ」経験を通じて、多角的な視点を持ち、次代の尾鷲を担い、自ら未来を切り拓く逞しい人材を育ててまいります。

次に、義務教育における食育の重要性を踏まえ、新年度から国庫補助が充当される小学生に加え、本市独自に中学生の学校給食費についても無償化を継続してまいります。

財源については国の「重点支援地方交付金」を効果的に活用し、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を直接的に軽減することで、本市のすべての児童生徒が等しく豊かな食環境を享受できる体制を堅持してまいります。

また、先の臨時会にてお認めいただいた「新入学児童祝金事業」については、本年4月に入学を迎える皆さまからの申請に基づき、現在、順次交付に向けた事務を円滑に進めております。

本事業は令和9年度以降の新入学児童に対しても継続実施し、次世代を担う子どもたちの健やかな成長につなげるとともに、子育てに対する保護者の安心感を醸成することで、若い世代の定住意欲を高め「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を実感できるまちづくりを力強く推進してまいります。

(社会教育・文化事業の推進)

次に、社会教育・文化事業の推進についてであります。

本市では、尾鷲市教育ビジョンに掲げる「誰もがいつまでも健康で、学び、活躍し続けることができる環境づくり」を基本方針に、幅広い世代を対象とした生涯学習事業の充実に取り組んでまいりました。

新年度からは、こうした取り組みをより分かりやすく推進するため、課名を「文化・スポーツ振興課」に改称し、社会教育・文化・スポーツ活動の一層の充実を図ってまいります。

社会教育活動においては、各種講座や市民サークルへの支援を継続するとともに、公民館講座の内容充実や出張講座の開催により、学びの機会の拡充を図ってまいります。

また、文化事業につきましては、社会環境の変化を踏まえ、指定管理者と市が連携し、市民文化会館を拠点とした文化活動の充実に取り組んでまいります。

更に、文化財の保存・活用では、「八鬼山荒神堂跡及び茶屋跡」が国史跡「熊野参詣道伊勢路」への追加指定に向けて答申されたことを踏まえ、引き続き県と連携し、世界遺産追加登録に向けた取り組みを進めてまいります。

併せて、放課後子ども教室や子育て支援事業を通じ、こどもたちの健やかな成長を支える環境づくりを進めるとともに、新図書館を契機として、読書活動を推進し、市民の皆さまの学びと交流の充実を図ってまいります。

今後も、人生100年時代にふさわしい多彩な学習機会を提供するため、関係機関と連携しながら、全ての世代を対象とした社会教育・文化事業の推進に努めてまいります。

(スポーツ活動の推進)

次に、スポーツ活動の推進についてであります。

本市では、本年度で最終年を迎える「第一次尾鷲市スポーツ推進計画」を踏まえ、次年度から始期となる「第二次尾鷲市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

第一次計画期間においては、コロナ禍や人口減少・少子高齢化の進行などにより、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

第二次計画では、こうした変化に対応するため、従来のスポーツ団体への支援を継続するとともに、市が行うスポーツ教室や体験会の充実、団体に未加入の競技者や多様なスポーツ・身体活動への支

援にも取り組み、市民の皆さまが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。

そして今後、国市浜公園野球場と体育文化会館という、二つのスポーツ拠点が新たに整備されることを好機に、幅広い活用を図りながら、健康づくりを含めたスポーツ活動の推進を通じて、市民一人ひとりの生涯にわたる心身の健康の増進と、豊かな地域生活の実現につなげてまいります。

（体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備）

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備についてであります。

先の第三回定例会における行政常任委員会において説明申し上げた、再入札に向けたスケジュールに基づき、現在、事業費の再積算を行っており、当該整備事業の速やかな再入札執行に向けて、本定例会において、令和7年度予算及び令和8年度当初予算に係る補正予算について、追加議案として上程させていただきたいと考えております。

本事業は、長年の懸案事項であった体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化、図書館の移転拡充を実現し、新たな図書館を「市民のリビングルーム」に、また、中央公民館2階の図書館跡地を「こどものリビングルーム」として整備するなど、子どもから高齢者までの居場所づくりを充実し、中村山一帯に本市の文化・スポーツ機能の集約・拡大を図るとともに、老朽化した本庁別館機能の移転を同時に進める効果的かつ効率的な事業であることから、その実現に向けて、着実に整備を進めてまいります。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第2号から諮問第1号までの30件としております。

その内訳といたしましては、条例の制定と、一部改正及び条例の廃止が12件、予算関連が10件、その他が7件、諮問が1件であります。

それでは、各議案について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、令和8年4月1日から乳児等通園事業の給付制度が始まることに関して、事業者が乳児等支援給付費の支給に係る事業者である旨の確認を市長から受ける基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、12ページをご覧ください。

議案第3号「尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について」につきましては、公立の「とちのもり保育園」において、令和8年4月1日から始まる乳児等通園支援事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、14ページの議案第4号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」につきましては、国において、デジタル技術の進展を踏まえた規制の見直しを推進するため、書面による掲示規制の見直しとして行政手続法の一部が改正されたことに伴い、同様の改正を行うとともに規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、17ページの議案第5号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、令和7年人事院勧告に基づき、通勤手当の見直しや、期末勤勉手当支給月の支給割合を令和8年4月以降の適用分について整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、20ページの議案第6号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、令和7年の人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じ、会計年度職員に係る給与について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、41ページをご覧ください。

議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことから、これに準じて、職員及び特別職等に対して、支給する旅費の取り扱いの見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、52ページをご覧ください。

議案第8号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会の設置目的について、国の施策名の変更に伴い、本市の実情に合わせた内容を詳細に明記するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、54ページの議案第9号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、子育て世代への支援拡充を目的とし、全世代で費用負担する「子ども・子育て支援金制度」が令和8年4月1日より開始されることに伴い、当該納付金にかかる区分を追加するとともに、地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、59ページをご覧ください。

議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、都市公園である国市浜公園内に新たに野球場を建設することに伴い、尾鷲市都市公園条例に有料公園施設の設置と、使用料等については他の運動施設と同様に尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例に定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、62ページの議案第11号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団員の減少や高齢化が進むなか、地域防災力の維持・強化を図るため、団員等の任命要件を見直すこと、また、職員等の旅費に関する条例の一部改正を受けて、準用する規定について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、64ページの議案第12号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正による補償基礎額等の見直しに伴い、同様の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、66ページの議案第13号「旅館建築の規制に関する条例の廃止について」につきましては、制定当時、特殊旅館業の新規営業を規制する法令が無かったため、本条例を制定しましたが、その後、風営法及び旅館業法による規制が強化されたこと、同様の規制が県においても行われたことから、本条例を廃止するものであります。

次に、68ページの議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、77ページの議案第23号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」までの10議案について、一括して説明いたします。

(予算編成方針)

本市の財政状況は、昨年度決算における経常収支比率が97.2%と依然として高い水準にあるものの、一方で、国が定める健全化判断比率においては、いずれの指標も早期健全化基準を大幅に下回っているほか、財政健全化の取り組みを着実に進めてきたことや、地方交付税の増額、ふるさと応援寄附金の増加などにより、昨年度末の財政調整基金残高は、過去最高となる約25億7,900万円となっております。

また、昨年度末の地方債残高も、約78億8,300万円で、前年度比4億5,600万円の減少となり、9年連続での減少となりました。

このように、本市の財政状況は着実に改善しており、現時点においては、比較的健全な状態であると判断しているところであります。

一方で、近年の急激な物価高騰の影響は、人件費の上昇も含めて、財政運営の大きな負担となっているところであり、これらについては、地方交付税等において適切な算定がされるよう、引き続き国の動向を注視するとともに、国に対する働き掛けを継続していく必要があると考えております。

こうした状況のなか、令和8年度は「第7次尾鷲市総合計画」前期基本計画の総括年に当たり、市政の諸課題の解決に向けた重要な1年となります。

当初予算におきましては、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業や、津波避難タワー整備事業など、市民の皆さまが安全で快適に暮らせる環境づくりをはじめ、結婚・出産・子育てしやすい環境の充実、人と人との多様なつながりを形成する取り組みなどを推進することに加え、国の令和7年度補正予算で追加された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「プレミアム付商品券発行事業」をはじめとする、市民の皆さまへの生活支援事業を実施するなど、まちの将来像である「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現を目指してまいります。

(当初予算の規模)

それでは、令和8年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和8年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比9.6%増の133億609万8千円、特別会計の国民健康保険事業会計は、23%減の16億7,221万7千円、後期高齢者医療事業会計は、0.3%増の7億3,445万1千円、企業会計においては、病院事業会計で、0.4%減の51億3,003万8千円、水道事業会計で、6.1%増の9億6,009万7千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比3.3%増の218億290万1千円とするものであります。

(歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税については、令和7年度の各税目の調定見込額等を踏まえ、市税全体として対前年度比0.4%減の18億5,371万3千円を計上しております。

2款、地方譲与税については、森林環境譲与税の減額等により6.8%減の9,454万6千円を計上しております。

3款、利子割交付金から8款、環境性能割交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し、それぞれ計上したものであります。

9款、地方特例交付金については、税制改正に伴う軽自動車税環境性能割及び地方揮発油譲与税の減収補てんを見込み、500万円増の1,200万円を計上しております。

10款、地方交付税については、令和7年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で1億3,900万円の増額、特別交付税では1,860万円の増額を見込み、地方交付税総額で3.6%増の45億1,700万円を計上しております。

12款、分担金及び負担金は、広域ごみ処理施設に係る市道真砂線改良事業負担金950万円の皆増などにより、31.3%増の7,231万5千円を計上しております。

13款、使用料及び手数料は、0.5%増の1億628万4千円、14款、国庫支出金は、多目的スポーツフィールド整備事業に係る社会資本整備総合交付金4億5,251万5千円の減額、及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,677万円の増額などにより、13.3%減の14億9,825万7千円を計上しております。

15款、県支出金は、参議院議員及び三重県知事選挙執行委託金4,049万8千円の皆減、及び津波避難タワー整備事業に係る「いのちを守る防災・減災総合補助金」2,317万5千円の皆増などにより、2.7%減の6億7,301万4千円を計上しております。

16款、財産収入は、立木売払収入239万2千円の減額などにより、5.4%減の3,749万9千円を計上し、17款、寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の4億円、地方創生応援寄附金は200万円の皆減と見込み計上しております。

18款、繰入金は、財政調整基金繰入金7億1,954万1千円、ふるさと応援基金繰入金4億5,353万7千円のほか、広域ごみ処理施設整備事業に対する公共施設等基金繰入金5,000万円、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業に対する森林環境譲与税基金繰入金1億554万9千円など、27.5%増の14億5,915万5千円を計上しております。

20款、諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金9,119万5千円の減額などにより、22.2%減の1億6,921万4千円を計上しております。

21款、市債は、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債4億2,220万円の増額、及び社会教育施設等整備事業債8億490万円の皆増などにより、101%増の19億1,940万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4 ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比1.7%増の47億9,084万9千円となっております。

まず、人件費は、主に人事院勧告による職員給与費の増加などにより、4.5%増の19億6,479万7千円を計上しております。

扶助費は、0.2%増の19億28万9千円、公債費は1%減の9億2,576万3千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、商品券発行事業業務委託料1億7,796万8千円の皆増などにより、7.9%増の23億7,648万円を計上しております。

補助費等は、東紀州環境施設組合負担金4億9,172万2千円の増額に加え、病院事業会計や三重紀北消防組合等への負担金の増額などにより、34.5%増の26億4,193万9千円を計上しております。

積立金は、森林環境譲与税基金積立金4,069万5千円の皆減などにより、7.3%減の2億6,586万円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合負担金1,925万3千円の増額などにより、0.9%増の12億3,185万1千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、多目的スポーツフィールド整備事業9億503万円の減額などにより、56.9%減の5億5,887万5千円を計上、単独事業費で、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業9億8,880万4千円の皆増などにより、300.3%増の12億3,586万5千円を計上、県営事業負担金で、街路事業地元負担金5,000万円の増額などにより、73%増の1億1,733万4千円を計上し、総額で14.2%増の19億1,207万4千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページをご覧ください。

議場映像音響システム等更新リース料をはじめ、7件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込などにより、対前年度比23%減の16億7,221万7千円を計上しております。

21ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、総務費の増額などにより、0.3%増の7億3,445万1千円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計について説明いたします。

22ページをご覧ください。

病院事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で42億4,792万8千円、支出で46億6,299万円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で3億4,507万1千円、支出で4億6,704万8千円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億2,197万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26万6千円を補てんし、残額の1億2,171万1千円は一時借入金で措置するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間を令和9年度から令和12年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和9年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

23ページをご覧ください。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入では5億6,489万6千円、支出で5億2,384万2千円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で1億2,285万4千円、支出で3億9,520万1千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億7,234万7千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに損益勘定留保資金をもって補てんするものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

水道窓口及び検針収納業務委託は、期間を令和9年度から令和13年度まで、限度額を2億5,300万円とするものであります。

また、監視ソフトクラウド化及びNTT専用回線廃止に伴うシステム更新工事は、期間を令和9年度、限度額を9,735万円とするものであります。

(補正予算)

続きまして、令和7年度補正予算について説明いたします。

お手元に配布の「令和7年度一般会計補正予算(第12号)主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で5億4,071万5千円を追加、国民健康保険事業会計で7,194万3千円を減額、後期高齢者医療事業会計で2,296万9千円を追加、また、病院事業会計では、歳入で1億36万8千円を減額、歳出で407万3千円を追加、水道事業会計では、歳入で707万3千円、歳出で258万9千円をそれぞれ減額し、これにより

各会計を合わせた予算総額を232億7,699万7千円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1款、市税7,589万円の増額は、市民税及び固定資産税等において、調定額が当初の見込みを上回ったことなどによるものであります。

10款、地方交付税1億8,826万6千円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税の追加交付があったことによるものであります。

12款、分担金及び負担金1万6千円の減額は、各種がん検診自己負担金の減額によるものであります。

13款、使用料及び手数料2万9千円の増額は、林業研修センター使用料の増額によるものであります。

14款、国庫支出金1億9,750万6千円の増額は、津波避難タワー整備事業に係る防災・安全交付金2億3,530万円の増額などによるものであります。

15款、県支出金2,260万6千円の増額につきましても、津波避難タワー整備事業に係る「いのちを守る防災・減災総合補助金」5,882万5千円の増額などによるものであります。

16款、財産収入236万円の減額は、立木売払収入388万円の減額などによるものであります。

17款、寄附金201万円の減額は、地方創生応援寄附金として5社から計799万円のご寄附をいただいた一方、藻類養殖試験事業を実施するために募集していた寄附が無かったことから、1,000万円を減額するものであります。

18款、繰入金2,715万7千円の増額は、前年度の精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金3,334万1千円の増額などによるものであります。

20款、諸収入225万3千円の減額は、デジタル基盤改革支援補助金650万6千円の減額、及びJークレジット販売収入352万円の増額などによるものであります。

21款、市債3,590万円の増額は、津波避難タワー整備事業債5,880万円の増額のほか、過疎対策事業債ハード分の配分額増加、及び起債対象事業費の変更によるものであります。

次に歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんどでありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、報酬98万7千円の増額は、会計年度任用職員に係る報酬の増額、職員手当4,602万4千円の増額は、退職手当の増額等によるものであります。

総務費の一般管理費では、情報化推進事業のガバメントクラウド利用料436万8千円の増額であります。

財産管理費では、基金積立金として、今回の補正に伴い財政調整基金に3億3,698万6千円、普通交付税の追加交付等により減債基金に1,762万円、事業費の減額等に伴い森林環境譲与税基金に268万円、Jークレジット販売収入及び地方創生応援寄附金等により、ゼロカーボンシティ推進基金に732万円をそれぞれ積み立てるものであります。

防災費では、令和7年度事業費の追加申請が認められたことによる、津波避難タワー整備工事請負費3億5,295万円の増額、戸籍住民基本台帳費では、住民記録システム改修業務委託料194万7千円の増額であります。

5ページをご覧ください。

民生費の社会福祉総務費では、保険基盤安定繰出金等の額の確定により、国民健康保険事業特別会計繰出金754万5千円を増額するものであります。

老人福祉費では、グループホームの非常用自家発電設備整備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金773万円の追加であります。

児童福祉総務費及び児童措置費では、物価上昇といった厳しい環境のなかでも、安定的に子ども・子育て支援事業が継続できるよう、物品の購入経費に対して国・県・市が補助を行うもので、「地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金」として、放課後児童健全育成事業で10万円、保育所等事業で5万円、児童相談事業で2万5千円をそれぞれ追加するものであります。

生活保護総務費では、生活保護システム改修業務委託料68万2千円の増額であります。

衛生費の予防費では、コロナワクチン接種事業に係る前年度精算金318万4千円の追加であります。

6ページをご覧ください。

斎場管理費では、火葬用燃料の使用量増加に伴う斎場指定管理料11万7千円の増額であります。

病院費では、周産期医療に要する経費が人事院勧告の影響により増加したことから、病院事業会計負担金229万6千円を増額するものであります。

農林水産業費の管理費では、みんなの森プロジェクト事業に係る企業版ふるさと納税獲得手数料419万8千円の追加であります。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

8ページをご覧ください。

繰越明許費6件につきましては、津波避難タワー整備事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため繰越事業として実施するものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

追加1件につきましては、火葬用燃料の使用量増加に伴う尾鷲市斎場指定管理料（追加分）として、期間を令和8年度から令和9年度まで、限度額を28万円と定めるものであります。

変更1件につきましては、プロポーザルの結果により、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料の限度額を2,278万3千円に変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、7,194万3千円を減額し、歳入歳出予算総額を21億6,530万1千円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税1,755万3千円の増額、普通交付金の減額等による県支出金9,709万5千円の減額、保険基盤安定繰入金等の増加に伴う繰入金754万5千円の増額が主なものであります。

歳出では、保険給付費1億円の減額、財政調整基金積立金2,888万4千円の増額が主なものであります。

次に、10ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、2,296万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を7億7,034万円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料203万9千円の増額、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う繰入金1,241万1千円の減額、療養給付費市町負担金の前年度精算に伴う諸収入3,334万1千円の増額であります。

歳出では、広域連合負担金1,037万2千円の減額、諸支出金は療養給付費市町負担金の前年度精算金3,334万1千円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

11ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出のう

ち収入で、入院患者数の減少により、医業収益で1億2,032万4千円を減額、医業外収益で、周産期医療に対する一般会計負担金229万6千円、及び地域連携周産期支援事業補助金等1,936万円の増額により、計2,165万6千円を増額するものであります。

支出では、退職給付費の増と材料費及び光熱水費の減等により医業費用を697万7千円増額し、控除対象外消費税等の減により医業外費用を127万4千円減額するものであります。

次に資本的収入及び支出のうち収入では、医療機器整備事業債の減額により、企業債170万円を減額するものであります。

支出では、入札による機械備品購入費等の減額により、建設改良費163万円を減額するものであります。

続きまして、12ページをご覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が公園及び墓地等無収給水使用量に対する一般会計負担金の減により、22万6千円を減額するものであります。

営業外収益は、市中銀行に預け入れしている受取利息117万5千円の増額等により、195万3千円を増額するものであります。

特別利益は、固定資産台帳の精査を行った結果、長期前受金戻入額の計上漏れが判明したことから、これをその他特別利益として13万円計上するものであります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料等の減額により、197万7千円の減額、営業外費用は、営業費用の減額等に伴う仮払消費税額の減による消費税納付額の増額等により、73万円を増額するものであります。

特別損失は、固定資産台帳精査により長期前受金戻入額と同様に減価償却費の計上漏れが判明したため、これをその他特別損失として250万2千円計上するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、布設替工事に際し交換する消火栓設置費用に対する一般会計負担金523万円の減額、建設改良費

の減額に伴う企業債 370 万円の減額により、計 893 万円の減額であります。

支出では、建設改良費が固定資産購入費の確定により 384 万 4 千円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、78 ページをご覧ください。

議案第 24 号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」につきましては、令和 3 年度に策定した計画が計画期間の終了を迎えることから、引き続き「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく財政上の特別措置である過疎対策事業などを活用し、地域活性化等の取り組みを積極的に推進するため、新たに令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とした尾鷲市過疎地域持続的発展計画を策定いたしたく、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、79 ページの議案第 25 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」から 81 ページの議案第 27 号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までにつきましては、公の施設管理の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

各議案に係る指定管理者と指定期間であります。議案第 25 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を「三重交通株式会社」とし、指定の期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間とするものであります。

次に、議案第 26 号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を「社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会」とし、指定の期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。

次に、議案第 27 号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を「公益財団法人尾鷲文化振興

会」とし、指定の期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 3 年間とするものであります。

次に、8 2 ページをご覧ください。

議案第 2 8 号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、宅地開発に伴い設置された道路等の 4 路線を、新たに市道路線として認定を行うにあたり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第 2 号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第 2 8 号「尾鷲市道路線の認定について」までの 2 7 議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」の2議案につきまして、説明いたします。

議案書の87ページをご覧ください。

議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち「南進(みなみすすむ)」氏が本年3月31日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、89ページをご覧ください。

議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」につきましては、識見を有する者のうちから選任する監査委員である「民部俊治(みんぶとしはる)」氏が本年2月28日に任期満了となるため、新たに人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する「西謙一(にしけんいち)」氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」の2議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして、説明いたします。

議案書の91ページをご覧ください。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち、「濱野 公壽（はまの きみとし）」氏の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある「濱野 公壽（はまの きみとし）」氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)